

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 11 月 6 日

大磯町長 中 崎 久 雄

（理由）

相手方に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償額 249,736 円
- 2 賠償の相手方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 3 事故の概要 令和元年 7 月 26 日午後 2 時 30 分頃、庁舎外での作業終了後役場へ戻るため、大磯東小磯 1 号線から町道幹線 12 号線へ右折して合流しようとしたところ、左右の安全確認が不十分であったため、国道 1 号から町道幹線 12 号線を通過して大磯駅方面に直進進行中の相手方の軽自動車と衝突した。